

沿岸広域振興局長告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成31年3月12日

沿岸広域振興局長 石川 義晃

- 1（1）路線名 重茂半島線
  - （2）供用開始の区間 宮古市音部第4地割87番29地先から津軽石第5地割74番2地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成31年3月16日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
    - イ 期間 平成31年3月12日から同年4月12日まで
- 2（1）路線名 津軽石停車場線
  - （2）供用開始の区間 宮古市津軽石第4地割20番1地先から第5地割99番1地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成31年3月16日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
    - イ 期間 平成31年3月12日から同年4月12日まで